



# Newsletter

Institute for Legal Studies

No.22

Kanagawa University

October, 2017

## 巻頭言

### 学者と官僚の狭間で

江口 隆裕

#### はじめに

今回、巻頭言を書く機会をいただいたので、私自身の経験から、学問ないし学者について感じたことを述べてみたい。

その前提として、私の略歴を紹介しておく。1977年に北海道大学法学部を卒業した後、旧厚生省に入省した。衛生関係の局を振り出しに、2、3年ごとに保険局、年金局、老人保健福祉部などの部局を経験し、環境省の課長を最後に行政官を辞して、2002年に筑波大学教授に転じた。この間、厚生省以外では、環境省（庁）、石川県及び厚生年金基金連合会に出向したほか、1991年から2年間、母校北海道大学法学部助教授として初めての学者生活を送った。このときに感じたことが、学者と官僚との違いを端的に物語っている、言い換えれば、学者ないし学問の特色を端的に表わしていると思われる所以、その説明から始めたい。

#### 大部屋主義vs. 個室主義

北海道大学に赴任して最初に驚いたのは、個室の研究室を割り当てられたことであった。日本の役所は大部屋主義をとっているので、官房課長以上にならないと個室に入ることはできない。大部屋では、顔を上げれば課内を見渡すことができ、誰がどんな様子で仕事をしているかが一目瞭然である。これは、単に空間の仕切りの問題ではなく、仕事に対する考え方

方が反映されているのではない  
かと思う。つまり、日本の役  
所は組織で仕事をするの  
で、みんなで一緒に仕事を  
しやすいように、大部屋主  
義をとっているのである。

これに対し、学者は、部屋  
が個室なだけでなく、研究自体  
も個人で行う。最近は、共同研究といった組織的  
研究も盛んだが、法学の場合には、やはり個人研究  
が中心であろう。したがって、その責任は、学者  
個人が負うことになる。研究成果が社会的に高い  
評価を得れば、学者個人の評価も高まるが、逆に、  
取るに足らない研究成果であれば、学者の評価も  
下がる。こういった結果責任を恐れてか、大学には、  
学者であるにもかかわらず研究をしない者が、少  
数ながら存在する。

他方、役所の場合は、組織で仕事をするため、  
成果を上げても、個人ではなく組織の成果となる  
(もっとも、役人は、往々にして、成功は自分の  
功績であるかのように強調する!)。また、失敗し  
ても、組織的な失敗なので、個人の責任追及が曖  
昧になる(失敗した場合には、その仕事に自分は  
関わっていないと、責任逃れをする者が続出する!)。ちなみに、フランスの役所は、個室主義である。もちろん、職位が下の者は3、4人で一部屋





を共有することもあるが、基本は個室である。したがって、仕事も属人的に割り当てられており、この問題はAさん、あのテーマはBさんというように、組織でなく、個人単位で仕事をしている（残念ながら、失敗した場合の責任の取り方は知らない。）。

#### （注）の有無

もう一つ学者になって戸惑ったのは、（注）である。一応学者として赴任したのだから、論文を書かなければ格好がつかないので、大学の紀要（北大法学論集）に論文を書こうと思い至った。そこで、先達の論文を斜め読みすると、（注）が多いのに驚いた。1頁の半分近くが（注）で占められている論文もあるではないか。他方、役所の人間が書いた文章は、ほとんどと言ってよいほど、（注）がない。私自身、法改正の解説書など論文まがいの文章を多く書いたが、（注）などというものを付けたことがなかった。

この違いは何だろうかと考えてみると。役所、特に中央官庁の官僚が書く文章は、所管する法律や成立した法改正の解説書などが多く、これらを書くのは、当該法律を所管する課や局の者（多くの場合、係長や課長補佐クラス）である。“朕は国家なり”という言葉があるが、そこまでいかなくても、中央官庁は、それぞれの組織が所掌する法律に関して有権解釈権を持っている。つまり、この法律のこの条文は、こういうふうに解釈するのだと担当者が言えば、それが政府としての解釈になる。そこに根拠を明示する必要はなく、解釈をする担当者自身が根拠なのである。もちろん、法律の解釈と言ってもピンからキリまであり、国会で与野党が激突する原因となる解釈もある。その場合には、担当者だけでなく、担当の課長、局長、大臣、さらには内閣法制局の判断を仰ぐこともあるが、この場合でも、（注）を入れることはない。

これに対し、学者には、何の権力もない。たとえ東大教授であっても、それに伴う社会的名声はあるものの、その解釈が政府の解釈になるという制度的担保はない。学者が行う法律や判例の解釈は、学者の個人的見解でしかない。その個人的見解が社会的説得力を持つためには、それが社会的妥当性を有していることを証明しなければならない。つまり、その解釈が、これまでの実例や判例、学説を踏まえたもので、十分に現実妥当性を有することを証明する必要がある。ここで（注）が意味を持つことになる。（注）で関連判例や学説を明示することによって、自らの解釈の社会的妥当性の根拠を示すのである。さらに、既存の判例、学説を網羅した上で、従来の見解以上に社会的合理性を有している新たな見解が提示できれば、提示した学者自身も高い評価を得ることになる。

ちなみに、最近は、研究倫理の観点からも、（注）が重要になっている。インターネットの普及でコピペが容易になり、剽窃が容易になればなるほど、（注）の重要性も増してくる。

以上のような両者の現象面での相違の根底には、学者は自由と自己責任が基本なのに対し、官僚は統制と組織責任が基本であるという違いがある。どちらが良いかではなく、それぞれの仕事の性格がそのような違いを生んでいるのであろう。問題は、それぞれの職にある者が、その職務の基本を認識しているかどうかである。

（法学部教授）